

Ⅰ 水害の無いまちを目指して

■平成 30 年 6 月定例会一般質問より■

水害の
ないまち

内水（浸水）対策について

（1）古隅田川・上院調節池（埼玉県）の整備に対する連携・調整について

Q. 埼玉県、さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会において、現在の古隅田川流域における取り組みについて伺う。

Q. 一級河川古隅田川事業の進捗状況について伺う。

A. 埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会は、埼玉県と本市が連携して、河川及び下水道の整備を効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的に設置された。

現在、この協議会では事業主体の埼玉県が行う、一級河川古隅田川の改修状況や、今後の事業計画を確認するとともに、本市が行う準用河川上院川の改修や、東徳力団地及び東岩槻駅周辺地区の浸水対策について、事業のスケジュール調整などを行っている。

次に、一級河川古隅田川の改修事業の進捗状況については、平成 30 年 3 月末現在、総延長 4.8km のうち約 1.7km の整備が完了し延長比で約 35% の整備率となっている。

上院調節池については、計画貯留量 20 万立方メートルのうち、18 万立方メートルが完成しすでに暫定供用されている。

平成 30 年度の古隅田川の改修については、東徳力団地の東に位置する「豊春橋」から上流側の用地買収を埼玉県が進めている。

（2）河川と下水道の対策について

Q. 東徳力団地と東岩槻駅周辺において浸水被害が発生していることから、河川及び下水道の浸水対策の取り組み内容について伺う。

A. 東徳力団地は、周辺の農地の盛土や宅地化により、従来、田畑が保有していた保水機能が失われたことで、家屋などの浸水被害が発生するようになり、昨年 10 月の台風 21 号においても浸水被害が発生している。

東徳力団地の浸水対策については、平成 28 年 8 月に地元自治会から調整池とポンプ場の整備などの要望が出されたことを受け、平成 29 年度に既存施設の排水状況や、浸水被害の要因を分析するとともに、対応策を検討した。

その結果、当該団地の地盤高が、洪水時の古隅田川の水位より低く、自然排水が困難であること、また既存の開発調整池の容量が小さいことが浸水被害の要因となっていることから、新たに調節池やポンプなどを設置する計画を策定した。

平成 30 年度については、調節池の設置に向けた周辺地盤の高さの測量や既存の排水施設の詳細な埋設状況の調査を行うと共に新たに設置する調節池の容量や、ポンプの規模などの具体的な検討を行っていく。

東岩槻駅周辺における浸水対策の取り組みについては、この地区に降った雨は雨水幹線を経由して、一級河川古隅田川に流れているが、古隅田川が未改修のため、放流量が制限されていることから、浸水被害が発生しているという状況である。

このため、浸水対策の取り組みとして東岩槻駅の北側では、雨水幹線の^{上流側に位置する}「諏訪公園」の地下を活用した雨水調整池を計画し、平成 31 年度の工事着手に向けて、現在設計を進めている。

また、東岩槻駅の南側には、古隅田川の最上流部付近に位置する「ふれあいプラザいわつき」の敷地内に雨水調節池がある。この地域の雨水は、南側の雨水幹線から全量をいったん調節池に流入させ、排水ポンプにより古隅田川に放流しており、平成 28 年度に古隅田川の現況の許容放流量に合わせて、排水配水ポンプを増強した。

平成 30 年度には、浸水区域の雨水を効率的に雨水幹線へ流すことができるように、雨水管の設計も進めて行く。

本市では、このような河川や下水道で対策を取っているが、徳力団地のある慈恩寺地区や、東岩槻周辺の浸水被害の軽減を図るためには、一級河川古隅田川の改修が必要と考えている。

このことから、埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会や、埼玉県の予算に対する要望など、様々な機会を通じて、古隅田川の整備がさらに促進するよう、県に対して強く働きかけて行く。



Ⅱ 安心・安全で豊かな教育環境について（学校施設について）

■平成 29 年 6 月定例会一般質問より■

子育て・教育
の充実したまち

なぜ岩槻区全中学校に武道場が無いのか？



Q. 岩槻区内の中学校には武道場が整備されていないが、教育委員会として今後の武道場の整備をどう考えているのか。

A. 現在、市立の中学校で武道場未整備である学校は、中央区に 2 校、岩槻区に 8 校の計 10 校である。また、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第 1 次アクションプラン」には「今後、武道場が未整備の中学校への整備を行うことを予定する。」と、明確に位置付けられている。教育委員会としては、武道場の整備は必要があると考えているので、建築する際に必要となる条件や課題の把握を整理することで、整備が順調に進むように準備して行きたいと思う。

具体的な内容としては、平成 29 年度に施設・設備・樹木等の状況を把握するとともに、工事車両の経路などの把握、建築関係法令への適合について関係部局等との調整も図って行きたいと考えている。いずれにしても、今後、様々な方法を取りながら整備をするという方向で取り組んで行きたいと考えている。

Ⅲ 地域介護の支援と充実のために

■平成 30 年 9 月定例会一般質問より■

安心・長生き
のまち

高齢者の充実した生活・介護の負担軽減をめざして

高齢介護サービスの中の生きがい支援、敬老マッサージ補助及び重度介護高齢者等訪問理容サービス事業の普及について質問致しましたところ、市より「利用者の拡大に向け、高齢福祉課において高齢介護サービスのご案内という冊子に掲載し、事業の紹介を行っている。」「高齢化の進展により、厚生労働省でその対象を重度の介護者、認知症の方など特例を広げようという通知を得ている」という回答がありました。

介護には、多種多様な課題や家庭環境による差異があります。それに対応できる柔軟な支援と高齢化に向けた介護サービスの充実を、これからも市に求めて参ります。

■平成 30 年 12 月定例会決算委員会より■

平成 30 年 12 月定例会決算委員会にて質問致しました高齢介護サービスの支援について、その利用についてのアピール不足を問い質しました。

Q. 高齢介護サービスの生きがい支援、敬老マッサージサービス補助の啓蒙・啓発はどのようになっているか。

A. 各区役所高齢介護課の高齢福祉係で申し込みを受け付け。電話で申し込み、郵送も可。冊子「高齢サービスのご案内」を参照頂きたい。

市報さいたま 1 月号に掲載されました

敬老マッサージ利用補助券をご利用ください
市に登録された施術者によるあん摩・マッサージ（はり・灸きゅうを除く）を、1 回 1,000 円引きで利用できる補助券を、年間 3 枚交付しています。
対象：市内在住で、75 歳以上の方詳しくは、各区高齢介護課へ

浴場利用券をご利用ください
市内の公衆浴場を 1 回 100 円で利用できる浴場利用券を交付しています。
対象：市内在住で、65 歳以上の方のみで構成されている世帯
詳しくは、各区高齢介護課へ

訪問理・美容サービス事業をご利用ください 市報さいたま 2 月号に掲載されました

市に登録された理・美容師による理髪・ひげ剃りなどを、無料で利用できる券を年間 4 枚交付しています。
対象 市内在住で、65 歳以上の本市の介護保険の被保険者である方
※要介護度が 3～5 で、外出が困難な方に限ります。詳しくは、各区高齢介護課へ。



さいたま市の情報や
取り組み
まちの話題が満載です！



さいたま市ホームページはこちら→
<https://www.city.saitama.jp/>
新井もりおホームページはこちら→
<http://www.araimorio.com/index.html>